

レジ・システムの導入補助金があることをご存知ですか？

今年10月から「消費税軽減税率制度」がスタートします。その際、税率ごとに合計金額が記載されたレシートが必要になります。（詳しくは裏面の請求書の書き方をご覧ください。）事業所の皆様のお店のレジは軽減税率に対応していますか？もし非対応で今後レジを買い替える予定がある方は9月30日(月)までに店舗へのレジ導入が終え、支払いが完了していれば、原則費用の3/4補助、レジ1台あたり20万円まで補助対象となります。期間が迫っておりますので、この機会にぜひご利用ください。詳しくは鹿島商工会議所までお問い合わせください。

鹿島市プレミアム付商品券の取扱店登録は？

現在、CMでも放送されている「プレミアム付商品券」の発行がいよいよ今年の10月からとなりました。購入対象者は①2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた3歳未満の子が属する世帯主 ②2019年度住民税非課税者のどちらかとなります。

ただし！ どのお店でも使えるわけではありません！！

鹿島商工会議所にて「取扱店登録」を行った店舗のみ使用できる商品券となります。こちらは登録費が無料で登録受付中ですので、ぜひ取扱店登録を行ってください。商品券の詳細や取扱店登録については鹿島商工会議所のホームページをご覧ください。

キャッシュレス決済導入後、事前登録は完了しましたか？

今年10月からの増税に合わせて、国の施策として「ポイント還元事業」が予定されています。こちらはキャッシュレス決済ができる店舗で現金を使わずカード払いやQRコードでお買い物をした場合、価格の5%（フランチャイズは2%）のポイントが付与されるものです。この施策をご存知の方は早速キャッシュレス決済ができるよう、ペイペイやエアペイなどを導入された事業者の方も多いと思います。

しかし！ それだけではポイントが付与されません！！

キャッシュレス決済を導入後、契約された決済事業所へご自身の加盟店IDを聞いてください。そして中小・小規模事業者向けポイント還元窓口（0570-000-655）へ事前登録の手続きを行ってください。この登録審査に合格すれば無事「ポイント還元事業」の加盟店として登録が完了します。

「キャッシュレス決済を導入したけれど、登録の仕方がいまいちよく分からないな〜」や「そもそもキャッシュレス決済の導入の仕方が分からない、どの決済事業所にすればいいの？」等、お困りのことございましたら、鹿島商工会議所までお気軽にお問い合わせください。

消費税軽減税率制度の導入に伴う請求書の書き方は？

今年の10月から施行される消費税増税に伴い、**2つの消費税率を把握するために、請求書等の記載事項の追加が必要**になります。2019年9月30日までは右図のような現行の請求書で問題ありません。

※従来の請求書※ 請求書

発行日：2018年8月8日

○×食堂 様
 今回ご請求額：5,400円

日付	品目	税込価格
7月14日	食料品	3,240
	雑貨	2,160
合	計	5,400

しかしながら、**2019年10月1日～2023年9月30日**までは右図のような「**区分記載請求書等保存方法**」が実施されます。こちらは軽減税率の対象品目である旨が分かるよう「**区分(※)**」に分け、**税率ごとに合計した金額を入れる**必要があります。

※区分記載請求書※ 請求書

発行日：2019年10月25日

○×食堂 様
 今回ご請求額：5,440円

日付	品目	区分	税込価格
10月14日	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10%税率対象 計			2,200
8%税率対象 計			3,240
合	計		5,440

注)※は軽減税率(8%)対象商品

また、**2023年10月1日**からは右図のような「**適格請求書等保存方法(インボイス制度)**」が実施されます。こちらは**税率ごとに合計した金額を入れることはもちろんのこと、税率ごとの消費税額と図の右下のように登録番号も入れる**必要があります。

※インボイス制度※ 請求書

発行日：2023年10月25日

○×食堂 様
 今回ご請求額：5,440円

日付	品目	区分	税込価格
10月14日	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
合計			5,000
消費税			440
10%税率対象合計			2,000
消費税			200
8%税率対象合計			3,000
消費税			240

注) ※は軽減税率(8%)対象商品

登録番号:123-4567

以上のように請求書等の記載事項が増えますので、**早めのご準備**をお願いします。
 ご不明な点があれば鹿島商工会議所までお問い合わせください。